



子どもの貧困。

サインをすばやく読んで
多部局連携で救い出す

貧乏でも幸せな人はいるが、貧困で幸せな人はいない、という言葉を聞いたことがあります。貧乏であっても、家族や友人、地域との良好なつながりがあれば、その人なりの幸せは追求できる。一方で貧困は、経済的困窮に加え、周囲との「縁」も切れ、精神的にも追い込まれていることが多いのです。

所得という面で見ると、わが国では、18歳未満の子どもの6人に1人、母子家庭など「ひとり親家庭」に限れば2人に1人が貧困状態※にあると言われています。貧困はまわりに気づかれていままで、子どもたちを蝕みます。近年、中高生の暴力が減少する一方で、小学生の暴力行為が過去最高を記録したとのこと。貧困などの課題を抱え、言葉で意思を伝える家庭教育を就学前に十分に行えないため、感情のコントロールができない子が増えているのだそうです。

養育力の向上を図るために

また、貧困と虐待・放任には相関関係があると言われています。2014年中に補導された子どもは73万人に上りますが、その約6割が深夜徘徊です。家庭が、心安らぐ居場所になっていない子どもたちも多いのです。予防接種を受けさせない、病気になっても受診させないなどの医療ネグレクトも増加しています。昨年、虐待の疑いで警察が児童相談所に通告した18歳未満の



子どもは37,020人（県内では4,290人）と過去最多でした。

貧困状態を改善するため、公明党は児童扶養手当の拡充や、ひとり親家庭の親の資格取得と就労を支援する給付金や貸付金を創設しました。県は、シングルマザーなどひとり親が孤立しないようにインターネットで情報交換できるサイトも準備中です。一方、低所得世帯の家計に重くのしかかる住居費については、公的支援がまだ足りません。

子どもの異変にいち早く気付いてあげられるのが、

学校です。衣服や体が汚れっぱなしにならないいか、集団の中で孤立していないか、三食きちんと食べているかどうか。家庭訪問をして家の中がゴミや荷物であふれていれば、親の養育力の低下が疑われます。教員と連携しながら課題解決にあたるスクールソーシャルワーカーのさらなる増員が必要です。

本気で取り組む組織を作る

私は、今年2月の本会議で、子どもの貧困問題を取り上げました。当時、神奈川県子どもの貧困対策会議には6つの局から27名もの部課長が構成員として名を連ねていましたが、それぞれの部や課から既存の施策を持ち寄っただけで、全体の方向性や指揮系統が不明確でした。

子どもの貧困克服には、家庭環境や教育、保育、保健など多岐にわたる課題が相互に関連するため、私は、県としてそれらの政策を総合的に推進する組織の設置を強く求めました。県はその後、4月1日に「子どもみらい担当局長」のポストを設置。5月13日には、「神奈川県子ども・青少年みらい本部」が新しい組織として発足しました。

関係する各部・課のスタッフが経験や知識を出し合い、課題解決に向けて力を発揮できるよう、これからも積極的に助言・提案を行ってまいります。



TSURUMIこどもホスピス 花博記念公園緑地内の2000m²の敷地に、延床面積約980m²の建物がゆったりと建つ。初年度は120世帯の利用を想定。お風呂場で説明しているのが、こどもホスピスプロジェクト代表理事の高橋秀樹さん

子どものためのホスピスを調査・研究するため、大阪に行ってきました。成人のホスピスは末期がん患者などの緩和ケアを中心とした終末期医療のための施設ですが、子どものためのホスピスは小児がんや重い難病の子ども、障害を持つ子どもが、家族やボランティアとともに、やりたいことを一緒に楽しむことができる施設です。

わが国には、難病を患う子どもが15万人いるといわれ、そのうち、生命を脅かされる病気を伴う子ども約2万人。クラスの友だちと

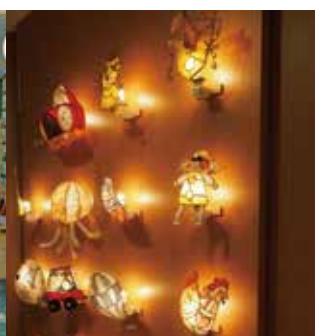
同じように遊ぶことのできない寂しさを抱えた子どもたちに学びや遊びの場を提供し、家族にいっときの安らぎ（レスパイト・ケア）を与える「小児ホスピス」を建設する動きは、横浜でも始まっています。

＜TSURUMIこどもホスピス＞

大阪市鶴見区にこの春オープンしたこの施設は、世界初の小児ホスピスである英国の＜ヘレン＆ダグラスハウス＞を参考に建設されました。木のぬくもりを生かした2階建

小児ホスピス。
といふ希望。

普及
理解
を広げ
たい



淀川キリスト教病院
こどもホスピス病院

小児病棟12床の医療型ホスピス。成人病棟15床と同じ建物に併設。子どもたちがのびのび遊び学べる空間を用意。心を癒すライトセラピーも

ての開放的な建物には、プレイルームやキッチン、宿泊室、浴室などが備わっています。総事業費約5億4千万円は日本財団とユニクロが拠出しました。医療施設ではないため医師はいませんが、看護師や保育士などが常駐します。年間約6千万円の施設運営費は企業や個人からの寄付で賄われ、子どもや家族は無料で利用できます。

＜ 淀川キリスト教病院
こどもホスピス病院 ＞

こちらは日本初の「こどもホスピス

病院」。家族と一緒に過ごすのは、ミニキッチンも付いた最大30m²の部屋。終末期だけでなく、がん治療の間の寛解期に家族と食事やお出かけができるプランなどもあります。もちろん、学びや遊びのスペースも楽しく彩られています。

また、重症心身障害児（者）を対象とした短期入所（入院）もあり、市町村から障害福祉サービスの短期入所の支給決定を受け、受給者証に「医療型（重心）」または「医療型（療養介護）」の記載がある方が対象となっています。

医療データが1枚のカードに。台湾の“健康保険証”は神奈川の未来形!?



一定の条件を満たした外国人も全民健康保険の対象となる。これは日本人のためのハンドブック

また、健康保健局としては過去20年間の情報を保有・活用するとしており、それらのビッグデータは台湾の公衆衛生の向上に大きな役割を果たすとあります。

神奈川の電子化も始動



台湾では2003年に始まった「マイナンバー制度」に合わせて、2004年1月から「健康保険カード」を導入しました。カードのICチップに過去6回の受診データが記録され、健康保健局中央健康保険署には本人の診療、検査、投薬、アレルギー、臓器提供や緩和ケアについての意思などの情報のほか、保険診療にかかる費用の記録がストックされます。国民党はパソコンやスマートフォンや役所のカウンターから過去3年間の自己情報にアクセスできます。

神奈川県でも、未病を改善するヘルスケア政策の一環として、本人の健周産期からの情報を蓄積する「電子母子手帳」など、ヘルスケアICTのモデル事業が始まっています。今後は、「マイME-BYOカルテ」を災害時の投薬管理等に活用するとともに、健診データを組み込むなど、より有用性を高める工夫をしていきます。

元化された健康保険など、日本との違いはあります。T事業に関しては台湾の先進事例が神奈川県にとっても大いに参考になります。

県議会公明党は2年前から、大規模災害の発生に備えて、政令指定都市も含めた全県下の消防本部による広域応援体制の構築を提案してきました。

これまで、「神奈川県下消防相互応援協定」により、近隣の消防本部を中心とした応援活動を行ってきましたが、昨年の大涌谷周辺の火山活動への対応では、大勢の観光客や住民の避難や救助に備える必要があったことから、県が中心となつて、県内の全消防本部が迅速に出動し、応援を行う準備を整えました。

4月からスタートした「神奈川県消防広域運用調整本部」、略称「かながわ消防」では、その体制をさらに発展させ、各消防本部の応援部隊を、災害発生時には知事が本部長となり一元的に運用します。

7月に実施した津波対策訓練では、県央地域の消防が逗子市消防本部の応援に加わるなど、「かながわ消防」の実践的な機能について検証しています。

県民の生命を守る政策が、またひとつ実現しました。

8月下旬、総務政策常任委員会の調査で台湾を訪れました。台湾も日本同様、国民皆保険制度を採用していますが、以前はいわゆる社会保険しかなく、国民の6割は対象外でした。すべての国民を対象とした「全民健康保険」が発足したのは1995年3月。これだけ見ると日本の方がはるかに進んでいると思ってしまうのですが…。

神奈川県でも、未病を貢献しています。

「かながわ消防」がスタート。大規模災害時に安心の応援体制

7月15日の津波対策訓練における「かながわ消防」実動訓練。秦野市など県央地域と逗子市の消防本部が協力して情報収集活動を行う(逗子市HPより)

試験場通り

日曜日のノロノロ解消へ——二俣川駅前の信号と交差点を改良



相鉄LIFEから試験場方面を望む。手前の「運転試験場入口」交差点の車道拡幅と矢印信号の新設が計画されている

員である私に要望が寄せられました。連合町内会が関係機関と協議を重ねた結果、「運転免許試験場の整備に伴う交通環境への配慮を求める陳情」が提出され、桂太郎委員長(当時)のご尽力もあり、本陳情は全会一致で了承されました。

県警察も陳情の趣旨を受け止め、前述のように「運転試験場入口」交差点の信号機の秒時調整を行い、車の流れが幾分改善されています。

今後は、平成29年度中の着工をめざし、①試験場通りから厚木街道(本村インター方向)への左折と、②厚木街道から試験場通りへの右折を指示する矢印信号を新設します。



「改憲勢力3分の2」のナンセンス

COLUMN

見当たらない。

公明党は9条改正に否定的な立場をとる。平和安全法制にしても、9条が許す専守防衛の範囲に収まるように、公明党が集団的自衛権発動に新3要件で歯止めをかけた結果、反対派の論客も「集団的自衛権を行使できる機会は限りなくゼロに近い」と認める内容になった。

現実味に乏しい集団的自衛権行使に対し、国連決議に基づく他国軍の後方支援は、いつ現実のものになるかもしれない。派遣される自衛官のリスクを最小化するための編成や装備など、現実的かつ専門的な議論を進めてほしい。

◆AsahiPolicyDigest 月刊おのでら慎一郎3月増刊号 「平和安全法制特集」
残部がございますので、ご希望の方はタイトル部に記載の電話番号もしくはメールアドレスにご連絡ください。